

桐生市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2024

1. 目的

桐生市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以降、「アクションプログラム」という。)は、桐生市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

本アクションプログラムは、第3期桐生市耐震改修促進計画第4章第2に基づき策定する。

3. 計画（令和6年度）

【財政的支援】

- ・木造住宅耐震診断技術者派遣事業を実施
- ・木造住宅耐震改修補助事業(耐震補強・簡易耐震改修・耐震シェルター等設置工事)を実施

【普及啓発等】

1)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

- ・耐震化普及啓発・補助制度リーフレット(問合せ先記載)を固定資産税納税通知書に同封して各戸に配布

2)耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ・耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合、市が診断結果を説明し耐震改修工事補助制度の案内や相談等を実施
- ・耐震性が低いと診断され、耐震改修が未実施の住宅に対し電話やDM等による働きかけを実施

3)改修事業者の技術力向上等

- ・専門技術者や事業者の育成のため、建築関係団体が行う耐震化に関する知識や技術の向上を目的とした講習会等の周知
- ・改修事業者に対する耐震講習会を開催(県と共同実施)
- ・改修事業者リストを作成し、公表(県と共同実施)

4)一般住民への周知普及

- ・耐震化普及啓発・補助制度リーフレット(問合せ先記載)を固定資産税納税通知書に同封して各戸に配布を実施
- ・広報誌で耐震改修の必要性と補助制度を周知
- ・市役所のエントランスに住宅耐震化普及啓発ののぼり、パンフレットを設置(1週間)
- ・窓口で耐震化に関する各種事業等、地震防災マップ等の情報提供
- ・公民館や高齢者が集まる施設への補助制度リーフレットの設置

取組内容

目標

- 1)木造住宅耐震診断技術者派遣事業を5戸実施
- 2)木造住宅耐震改修事業による補助を7戸実施(耐震補強工事1戸、簡易耐震改修工事1戸、耐震シェルター等設置工事5戸)

実績(戸)

年度	H20~H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
診断士派遣	108	14	10	10	10	5	4	5	4	5	3		178
診断結果耐震性無	108	14	10	9	9	4	4	5	4	5	3		175
改修補助	3	3	2	1	2	0	1	0	1	0	2		15

4. 自己評価（前年度の取組）

【財政的支援】

- ・木造住宅耐震診断技術者派遣事業を3戸実施
- ・木造住宅耐震改修補助事業(耐震補強)を2戸実施

【普及啓発等】

1)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

- ・耐震化普及啓発・補助制度リーフレット(問合せ先記載)を固定資産税納税通知書に同封して各戸に配布を実施

2)耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ・耐震診断の結果、耐震性が不足していた3戸の所有者に対して、診断結果を説明し耐震改修工事補助制度の案内や相談等を実施
- ・耐震性が低いと診断された所有者に対して、耐震改修が未実施の住宅に電話による働きかけを実施したが、実績には結びつかなかった。

3)改修事業者の技術力向上等

- ・専門技術者や事業者の育成のため、建築関係団体が行う耐震化に関する知識や技術の向上を目的とした講習会等の周知を実施
- ・改修事業者に対する耐震講習会を県と共同開催
- ・改修事業者リストを作成し、公表を県と共同実施

4)一般住民への周知普及

- ・補助制度リーフレット(問合せ先記載)を固定資産税納税通知書に同封して各戸に配布
- ・6月号の広報誌で耐震改修の必要性と補助制度を周知
- ・東日本大震災被災地写真展に併せて、市役所の玄関ロビーに住宅耐震化普及啓発ののぼり、パンフレットを設置(3/19~3/29まで設置)
- ・窓口で住宅耐震化普及啓発の耐震化に関する各種事業等の情報提供を実施
- ・公民館での耐震診断に関する出前講座を実施
- ・公民館や高齢者が集まる施設への補助制度リーフレットの設置

取組実績

課題

・能登半島地震を契機として、どれだけ住宅所有者の意識を耐震診断改修につなげられるかが課題である。

改善策

・耐震の必要性を理解していても、費用的問題により諦めるケースがあるため、比較的安価な耐震シェルターなどの選択肢も含めご提案していきたい。